

理 由 説 明 書

令和3年8月20日に受け付けた、内閣情報官（以下「処分庁」という。）による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第2項の規定に基づく不開示決定処分（令和3年5月21日付け閣情第493号。以下「原処分」という。）に対する審査請求については、下記のとおり、原処分を維持することが適当である。

記

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が令和3年4月26日付けで行った「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」との保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、「開示請求に係る保有個人情報を保有していない」ことを理由に不開示として原処分を行ったところ、審査請求人から審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求人は、『2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している文書』が組織共用文書として存在していた可能性が極めて高い旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、本件開示請求を受け、保有個人情報の探索を実施したが、本件開示請求に該当する保有個人情報の存在は確認できなかった。また、日本学術会議会員任命に関する事務については、内閣府が担当していることから、内閣府において必要な文書が作成、保存されている。内閣官房は、文書は保有していないため、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定をしたものであり、審査請求人の主張はそもそも事実誤認に基づくものである。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由に不開示決定を行った原処分は妥当である。

3 結語

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、原処分は維持されるべきである。